

鹿沼市空き家解体補助金(概要)

空き家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。市では、空き家の解体を促進するため、市内の管理不全や老朽化した空き家の解体工事を行う方に、その経費の一部を補助します。



最大 **50** 万円

🏠 対象となる空き家

市内の空き家で、「不良住宅」又は「特定空家等」に該当し以下の全てを満たすもの

- ①所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利を有する者から当該空家等の解体について同意を得ているものであること
- ②公共事業等の補償の対象となっているものでないこと
- ③故意に破損したものでないこと
- ④不動産業を営む者が営利目的で所有するものでないこと

※不良住宅・特定空家等についてはホームページで公開しているQ&Aをご参照ください。

🏠 補助対象者

以下の全てを満たす方

- ①空き家の所有者（又は相続人）、敷地の所有者（又は相続人）及びその3親等以内の親族等
- ②鹿沼市の市税に滞納がない方

🏠 補助対象工事

市内の事業者が請け負う、空き家を解体する工事

🏠 補助額

解体工事費の2分の1、最大**50**万円（1,000円未満は切り捨て）

🏠 その他

補助対象となるか市の事前確認が必要です。

詳しくはお問い合わせください



お問い合わせ 鹿沼市 建築課 空き家対策係 ☎0289-63-2243
〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所行政棟4階

空家解体補助金交付手続の流れ（全体フロー）

